

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	鳥取市 所得税の源泉徴収に係る法定調書及び不動産の使用料等の支払に係る法定調書への個人番号記載に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、所得税の源泉徴収に係る法定調書及び不動産の使用料等の支払に係る法定調書への個人番号記載に関する事務における特定個人情報等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じた上で、個人番号等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和4年2月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	所得税の源泉徴収に係る法定調書及び不動産の使用料等の支払に係る法定調書への個人番号記載に関する事務
②事務の概要	<p>①所得税の源泉徴収に係る法定調書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関委員、講師等(以下「委員等」という)に対し、報酬等から源泉徴収を行う。</li> <li>・委員等から個人番号の提供を受け、個人番号を記載した法定調書を作成する。</li> <li>・法定調書のうち源泉徴収票と支払調書は委員等本人及び税務署へ提出し、給与支払報告書は委員等が居住する市町村へ交付する。</li> </ul> <p>②不動産の使用料等の支払に係る法定調書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の使用料等を支払った相手方から個人番号の提供を受け、個人番号を記載した法定調書を作成する。</li> <li>・法定調書を税務署に提出する。</li> </ul>
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票ファイル、支払調書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市長部局総務部職員課、市長部局総務部財産経営課、水道局総務課、市立病院事務局総務課
②所属長の役職名	【市長部局】職員課長及び財産経営課長、【水道局】総務課長、【市立病院】総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長部局総務部総務課公文書管理室(総合窓口) 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【市長部局】</p> <p>総務部職員課                   〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-30-8117</p> <p>総務部財産経営課           〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-30-8131</p> <p>【水道局】</p> <p>鳥取市水道局 総務課                   〒680-1132 鳥取市国安210番地3 電話 0857-53-7912</p> <p>【鳥取市立病院】</p> <p>鳥取市立病院 事務局総務課           〒680-8501 鳥取市的場一丁目1 電話 0857-37-1522</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

